

営業届

記入(届出)日を記載して下さい。

令和 3 年 10 月 1 日

整理番号:

※申請者による記載は不要です。

北海道室蘭保健所長 様

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にレ点を記載してください。(チェック欄 □)

届出者情報	郵便番号: 051 - 8555	電話番号: (0143)24-9849	FAX番号: (0143)24-5282
	電子メールアドレス: mutoran@●●.jp		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地 室蘭市海岸町1-4-1		
届出者氏名	(ふりがな) むろらん たろう	(生年月日)	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 室蘭 太郎		大正・昭和 平成 55年 5月 5日生
営業施設情報	郵便番号: 051 - 8555	電話番号: (0143)24-9849	FAX番号: (0143)24-5282
	電子メールアドレス: mutoran@●●.jp		届出営業の場合でも、食品衛生責任者の設置が必要です。該当する項目を記載して下さい。資格がない方は、誓約書の提出が併せて必要です。
	施設の所在地 室蘭市海岸町1-4-1		
	(ふりがな) れすとらん むろらん	営業施設で主として取り扱う食品等について、表1から一つ選んで記載して下さい。	
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン室蘭		
	(ふりがな) むろらん たろう	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 室蘭 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 講習会受講 <input type="checkbox"/> 未受講(誓約書)	<input checked="" type="checkbox"/> 食品衛生責任者養成講習会 <input type="checkbox"/> 指導員養成講習会 受講日: 室蘭 平成・令和3年 5月 1日
主として取り扱う食品、添加剤、器具又は容器包装 菓子類		自由記載	
自動販売機の型番		自動車登録番号	
業種に応じた詳細	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この届出情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1	その他の食料・飲料販売	届出する営業の種類を表2を参照して、記載して下さい。
	2		
3			
備考			
担当者	(ふりがな) むろらん じろう	電話番号	
	担当者氏名 室蘭 次郎	0143-24-●●●●	

法人の場合は、下部の「法人の場合」をご覧ください。記載して下さい。

備考

- 「整理番号」欄は、記載しないこと。
- 食品衛生責任者の「資格の種類」欄は、該当するものに○を付すること。(食監:食品衛生監視員、食管:食品衛生管理者、調:調理師、製:製菓衛生師、栄:栄養士、船舶:船舶料理士、と畜:と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第10条に規定する作業衛生責任者、食鳥:食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者)
- 「受講した講習会」欄は、食品衛生責任者の資格の種類に該当せず、知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会を受講した場合に講習会名称及び受講年月日を記載すること。
- 「自動販売機の型番」欄は、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の場合に記載すること。
- 「自動車登録番号」欄は、自動車において営業を行う場合に記載すること。
- 食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う場合は、「指定成分等含有食品を取り扱う施設」欄にレ点を記載すること。
- 輸出食品を取り扱う場合は、「輸出食品取扱施設」欄にレ点を記載すること。

法人の場合

申請者情報	郵便番号: 051 - 8555	電話番号: (0143)24-9849	FAX番号: (0143)24-5282
	電子メールアドレス: mutoran@●●.jp		法人番号: ●●●●●●●●●●●●
	申請者住所 ※法人にあっては、所在地 室蘭市海岸町1-4-1		
申請者氏名	(ふりがな) かぶしきかいしゃむろらん むろらんたろう	(生年月日)	
	申請者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社室蘭 代表取締役 室蘭 太郎		大正・昭和 平成 年 月 日生

法人の場合は、本社の電話番号、法人番号(13桁)、登記上の本社所在地、法人名、代表者氏名などを記載して下さい。
※法人の場合、代表者の生年月日の記載は不要です。
法人番号を記載しない場合には、法人が存在することを確認するため、登記事項証明書を添付して下さい。

参考

表1 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機
	食品自動販売機
農産食品	米穀
	麦類
	雑穀
	豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）
	粉類（雑粉、豆粉、いも粉等を含む。）
	でん粉
	野菜
	果実
その他の農産食品	
畜産食品	生鮮肉類（冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。）
	乳
	食用鳥卵
	はちみつ
	その他の畜産食品（加工製品を除く。）
水産食品	魚類
	貝類
	水産動物類（魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。）
	海産ほ乳動物類
	海藻類
農産加工食品	野菜加工品
	果実加工品
	茶、コーヒー及びココアの調整品
	香辛料
	めん・パン類
	穀類加工品
	菓子類
	豆類の調整品
	その他の農産加工食品
	畜産加工食品
酪農製品	
加工卵製品	
その他の畜産加工食品	
水産加工食品	加工魚介類
	加工海藻類
	その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ
	食用油脂
	調理食品
	他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料
	アルコールを含む飲料（医薬品を除く。）
	氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

（日本標準商品分類）

表2 営業届出業種

番号	区分	業種	
1	旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	
3		乳類販売業	
4		冰雪販売業	
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1	
6	販売業	弁当販売業	
7		野菜果物販売業	
8		米穀類販売業	
9		通信販売・訪問販売による販売業	
10		コンビニエンスストア	
11		百貨店、総合スーパー	
12		自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（洗浄・屋内設置）を除く。）	
13		その他の食料・飲料販売業	
14		製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15			いわゆる健康食品の製造・加工業
16			コーヒ製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17	農産保存食料品製造・加工業		
18	調味料製造・加工業		
19	糖類製造・加工業		
20	精穀・製粉業		
21	製茶業		
22	海藻製造・加工業		
23	卵選別包装業		
24	その他食料品製造・加工業		
25	上記以外のもの※2	行商	
26		集団給食施設	
27		器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	
28		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	
29		その他	

（改正法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法第63条第3項において準用されるものを含む。